

投資信託と税金について

1. 投資信託の種類

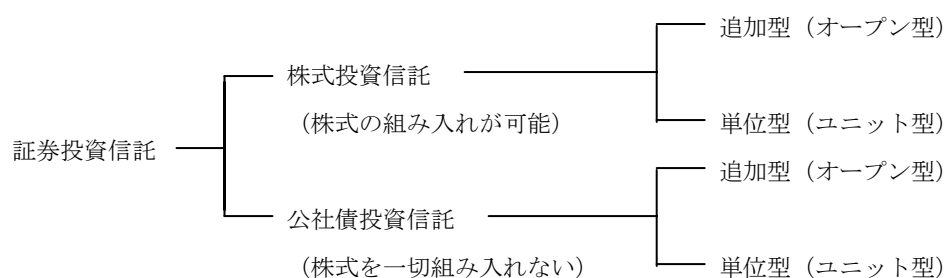
投資信託はタイプが非常に多く、ファンドの設立形態によって「契約型」と「会社型」に分けることができます。また、募集形態により「公募」と「私募」に分けられます。

従来、わが国での設定・販売は、契約型・公募のものに限られていましたが、平成10年に会社型投資信託、私募型投資信託が導入されました。

また、運用対象は主に有価証券とされていましたが、平成12年より不動産などいろいろな商品を組み入れて設定できるようになりました。

これらのうち、契約型で公募の証券投資信託が主に一般投資家向けに販売されております。

2. 証券投資信託の分類



2. 追加型の公募株式投資信託と税金

追加型の公募株式投資信託は決算ごとに収益分配が行われる場合に、平成12年4月より、この収益分配金の課題の算出方法は、個々のお客様がファンドに信託した額を当該お客様の元本とする「個別元本方式」になりました。

①個別元本

個別元本とは、お客様のファンド購入時の基準価額であり、購入時に支払う申込手数料等の取得費用は含まれません。お客様が同じファンドを複数回購入した場合は移動平均法により個別元本は修正されます。

②取得価額

取得価額とは、お客様のファンド購入時の基準価額に申込手数料等の費用を加えた、取得金額の事です。この取得価額は確定申告をする際に必要となります。同じファンドを複数回購入した場合は個別元本同様に取得価額を平均した金額になります。

③収益分配金

収益分配金とは、原則としてファンドのインカム・ゲイン（利子、配当等によって得る所得）やキャピタルゲイン（売買等によって得る所得）による収益からお客様に還元される金額です。分配金が配分されると、その分は基準価額に反映されます。株式における配当金に相当するものと考えられます。

収益分配金はおお客様の個別元本により普通分配金と特別分配金に区分され計算されます。

④普通分配金

普通分配金とは、ファンドによるインカム・ゲインやキャピタルゲインで得られた収益から配分されるもので、税法上では配当所得となり、源泉徴収（※1）されます。

算出方法は、分配落ち後の基準価額が、お客様の個別元本と同額または上回る場合には、全額が普通分配金となります。

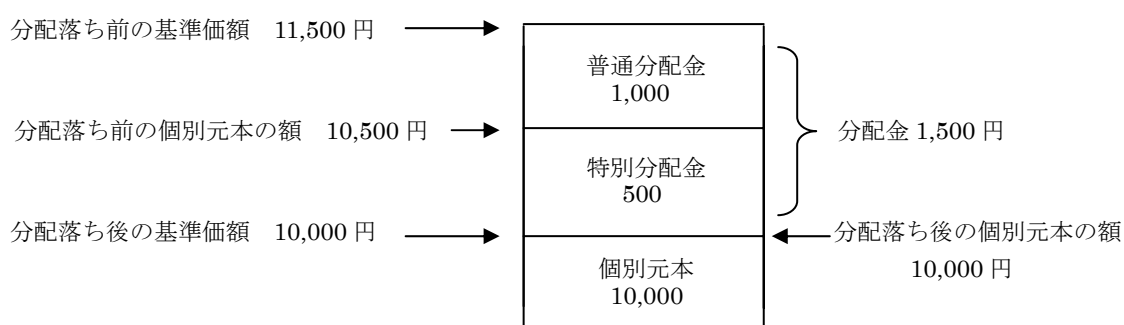
⑤特別分配金

特別分配金とは、いわば投資元本の払戻しに相当するため、非課税とされます。

算出方法は、分配落ち後の基準価額が、お客様の個別元本を下回る場合には、分配金の範囲内で下回る部分に相当する金額が特別分配金となります。（なお、残余の金額がある場合は普通分配金となります。）

また、特別分配金の支払いを受けた場合には、分配金支払い前の個別元本の金額から特別分配金に相当する金額が差し引かれ、新しい個別元本の額に修正されます。

<例えば分配金 1,500 円で、うち普通分配金 1,000 円特別分配金 500 円の場合>



⑥投資信託の換金方法

投資信託の終了前に換金する方法は、解約請求と買取請求の2通りあります。

⑦解約時および償還時の課税

(a) 解約（償還）時の解約（償還）金がおお客様の個別元本を上回っている場合には、その超

過額については、期中分配金と同様に税法上では配当所得となり、源泉徴収（※1）されます。

- (b) 解約（償還）時の解約（償還）金がお客様の個別元本を下回っている場合には、確定申告を行うことにより当該損失額を株式等と損益通算することが可能です。また3年間の繰越控除の対象となります。

⑧税率

分配金および解約（償還）時の税率は以下のとおりとなります。

- (a) 平成25年12月31日まで

源泉徴収税率 10%（所得税7%、地方税3%） ※時限立法の軽減税率が適用

- (b) 平成26年1月1日より

源泉徴収税率 20%（所得税15%、地方税5%）

※1 普通分配金および解約（償還）時の配当所得の課税分に対し配当控除を受ける場合は、配当控除適用対象かどうかはファンドによって異なりますので目論見書でご確認ください。

3. 追加型公社債投資信託と税金

公社債投資信託の分配金や解約時の利益の課税上の取扱いは、公社債や預貯金の利子の場合と同様で、一律20%（所得税15%、地方税5%）の税率により源泉分離課税制度が適用されます。

4. 公募株式投資信託の損益通算

①損益通算の可否

ここでの損益通算とは、税法上の譲渡所得において損と益が相殺されることです。

株式投資信託の解約益は配当所得に、解約損および買取損益は譲渡所得に区分されるため以下の表のとおりとなります。

項目	株式等の譲渡損	投資信託解約損	投資信託償還損	投資信託買取損
株式等の譲渡益	○	○	○	○
投資信託解約益	×	×	×	×
投資信託償還益	×	×	×	×
投資信託買取益	○	○	○	○

（注）ETF、REITは株式等の譲渡に含まれます。

以上